

「結婚相手紹介サービス」トラブル

幸せな結婚を目的とした「婚活」の一環として「結婚相手紹介サービス」を利用したが、トラブルに巻き込まれたとの相談が寄せられています。相談の3割超は家族等、契約者本人以外からの相談となっています。

事例1

夫が娘に内緒で娘の名義で結婚相手紹介サービスの契約をし、費用を支払った。それを知った娘が「絶対に利用しない」と激怒したため業者に解約を申し出たところ、まだサービスの提供は受けていないのに違約金の請求を受けた。支払わなくてはならないのか。

事例2

病気のため結婚をあきらめていた息子が、国際結婚相手紹介業者から勧誘を受け、紹介サービスの契約をした。多額の費用を払い、紹介された外国人女性と結婚したものの、女性はすぐに家を出て行ってしまった。だまされていると思うが、どうすればよいか。

アドバイス

結婚相手紹介サービスに関する主なトラブルには、子どもの未婚を心配する親が、子どもに内緒で契約を締結したものの、子どもには利用の意思がなく、解約を申し出たところ高額な違約金を請求されたというものがあります。

また、国際結婚相手を紹介してもらうため高額な費用を払って結婚したが、相手が渡航してこなかったり、結婚直後に失踪してしまうものも。契約時の説明と紹介人数や紹介相手の条件が異なっているため解約を申し出たが、代金がほとんど返金されないというケースもあります。

親が子どものために契約を締結した場合、契約の名義が親なのか子どもなのか、子どもの場合は、子どもの同意がないことを業者が知っていたかどうかによって、クーリング・オフの申出人や子どもの支払義務の有無が変わってきます。

結婚相手紹介サービスのうち、役務提供期間が2カ月を超え、契約金額が5万円を超える契約である場合は、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当するので、法定書面の交付日を含めて8日間であればクーリング・オフが可能です。クーリング・オフ期間を過ぎての解約は中途解約となりますが、業者の提示する精算方法に納得できない場合は内訳や根拠の提示を求めましょう。

業者の勧誘方法等に問題がある場合もありますので、もし、トラブルになったときは、早めに消費生活センターに相談しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

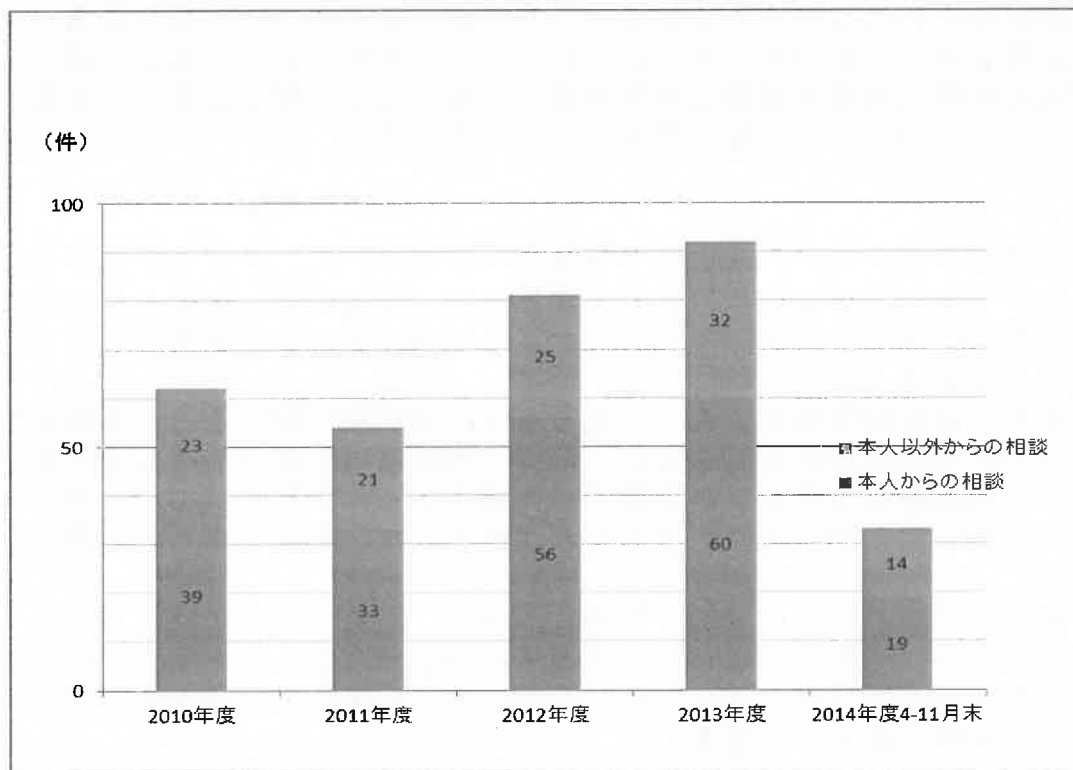
(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H26. 12. 25 岐阜新聞



結婚相手紹介サービスに関するトラブルの相談件数
(2010年度~2014年度11月末)